

平成17年度獣医事審議会第2回免許部会について（議事要旨）

1 日 時 平成18年2月21日（火） 午前10時00分～
午後18時20分

2 場 所 農林水産省第2特別会議室

3 出席委員 11名

4 議 事

(1) 獣医師法（昭和24年法律第186号）第8条第3項の規定に基づく意見の聴取について

獣医師法第8条第2項第3号に該当する獣医師に対する意見の聴取は、当該獣医師の出頭等のもとに意見の聴取等が行われ、当該獣医師の行政処分に係る審議が行われた。

(2) 獣医師法第5条第1項第3号該当者の獣医師免許について

獣医師法第5条第1項第3号に該当する申請者よりの免許交付の可否について審議が行われた。

(3) 獣医療法（平成4年法律第46号）第17条第2項の規定に基づく広告制限の特例について

獣医療法第17条第2項の規定に基づく、獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項のうち、広告しても差し支えないもの及びその広告の方法等に関する必要な制限として農林水産省令で定めることについて審議が行われた。